

		R7年												R8年									
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月							
																1	2	3	～	28	29	30	
申請期間		居住期間		● 4/1 婚姻								3/31が婚姻後12か月以内			4/30が婚姻後13か月以内								
原則	婚姻から12か月 以内	R6/4/1以前から本市に居住	R7/4/1～R8/3/31が申請可能期間																				
		婚姻1か月以上前に転入した場合 (R6/4/2～R7/3/1までの転入)	転入後1年経過後～R8/3/31が申請可能期間																				
例外①	婚姻から13か月 以内	婚姻前1か月未満の うちに転入	3/2以降の 転入	● 4/1 婚姻											3/1で転 入後1年 経過								
														R8/3/2～R8/4/30が申請可能期間									
例外②	婚姻から13か月 以内	婚姻後1か月未満の うちに転入		● 4/1 婚姻																			
		婚姻後4/29までの転入												4/28で転入後1年経過						4/29・4/30のみ 申請可能			

※婚姻の1か月以上前の転入で居住期間1年未満の場合は、申請期間の特例が適用されないため、転入から1年経過後かつ婚姻日から12か月以内の申請となります。

※婚姻の後1か月以上経過した転入の場合は、申請期間の特例(婚姻から13か月以内(1か月延長))を満たさなくなるため、対象外となります。

※申請時点で、夫婦双方が、本市に住所を有している必要があります。

※申請時点で、夫婦のいずれかが、本市に継続して1年以上、住所を有している必要があります。夫婦で転入日が異なる場合は、先に住所を有したほうを基準とします。